

令和5年度

【東京都】熱と電気の有効利用促進事業（エコキュート等）
（災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業）

申請期間

令和5年6月30日～ 令和10年3月31日

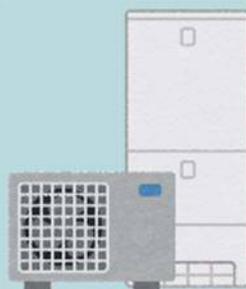
執行団体

公益財団法人 東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター
（クール・ネット東京）

エコキュート

ハイブリッド給湯器

に対する補助金！



太陽光発電システムの設置が条件です

※本補助金では、太陽光発電システムは助成対象外

補助額

助成対象経費の 1/3（上限額22万円/台）

補助対象者

- 対象設備の所有者
- マンション管理組合の管理者および管理組合法人、住宅供給者

※リース等の場合は、リース事業者等が助成対象者

補助対象設備の要件

- ◎未使用品であること
- ◎東京ゼロエミ住宅指針の仕様規定の基準を満たすこと
- ◎太陽光発電システムで発電された電力を利用して、
日中に沸き上げる機能を有すること

※その他要件の詳細は、助成金申請の手引き（P7,8）を参照

本資料は、手引きの内容を抜粋したものです。必ず手引きをご確認ください。

補助金名称	【東京都】令和5年度 熱と電気の有効利用促進事業(エコキュート等) (災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業)	
申請受付期間	【事前申込】令和5年5月29日 ~ 【交付申請兼実績報告】令和5年6月30日 ~ 令和10年3月31日 (郵送:17時公社必着、電子申請:当日17時まで)	
助成対象者 (P6)	<ul style="list-style-type: none"> ・所有する対象設備を都内の住宅に設置する個人又は法人 ・所有する対象設備を他の者の東京都内の住宅に設置するため当該住宅の所有者等に貸与する個人又は法人 ・その他マンション管理組合の管理者および管理組合法人並びに住宅供給事業者 ※リース等により対象設備を設置した場合は、当該設備の所有権を有するリース事業者等を助成対象者とする	
助成対象設備 の要件 (P7,8)	次の全ての要件(①~④)を満たすもの ①未使用品であること ②東京ゼロエミ住宅指針における仕様規定の基準を満たすこと ③太陽光発電システムで発電された電力を利用して、日中に沸き上げる機能を有すること ④太陽光発電システムを併せて新たに設置する、又は既に設置している都内の住宅に、新規に設置されるものであること (以下の要件を満たすもの) (1)モジュールがJETPvM認証のうち、モジュール認証を受けたもの若しくは同等以上であること、又は、IECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること (2)当該太陽光発電システムにより供給される電気を、当該太陽光発電システムを設置する助成対象住宅の居住の用に供する部分で使用すること (3)太陽光発電システムの発電出力(kWを単位)のうち、下記のいずれかの小さい値が、50kW未満であること ▶太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議(IEC)の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値 ▶パワーコンディショナの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値	
(補足)	エコキュート の場合	・電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断基準等におけるエネルギー消費効率が、貯湯缶が一缶の場合3.3以上、貯湯缶が多缶の場合3.0以上
	ハイブリッド給湯器 の場合	・WEBプログラムで選択することができる機種であること
	③の助成対象設備について 1)おひさまエコキュート(太陽光発電システムで発電された電力を利用して、日中に沸き上げる機能を有すること) 2)エコキュート又はハイブリッド給湯器(おひさまエコキュートと同様の機能有り) 3)エコキュート又はハイブリッド給湯器+オプション(おひさまエコキュートと同様の機能になるもの) ※原則、オプション代金は助成対象経費に含まれない	
助成対象経費	機器費、工事費 ※申請代行費等は除く	
助成金額	助成対象経費の3分の1 (上限額22万円/台)	
事業の流れ (P4)	1. 事前申込	▶必ず事前申込受付後に、設置機器の売買契約、リース等の契約をすること
	2. 契約・施工	
	3. 交付申請兼 実績報告	▶手続き代行可 ▶申請期限:以下のいずれか早い日まで ・事前申込有効期限(1年間) ・助成対象機器を設置した日から180日を経過する日 ・令和10年3月31日
	4. 受理・審査	▶必要に応じて現場調査あり
	5. 交付決定	▶電子申請・紙申請とも、郵送にて通知
	6. 助成金支払い	
必要書類	【事前申請】設置予定設備の見積書 【交付申請】工事請負契約書(売買契約書)、助成対象住宅の全景写真、エコキュート等の設置状況を示す写真 等	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都以外の在住者であっても、都内に対象設備を設置した場合は申請可。 ・令和5年度4月1日~同年6月30日に契約及び工事をしたものは、事前申込の受付日より前であっても助成対象とする。 ・過去に東京都及び公社の助成金の交付を受けているエコキュート等について、重複しての申請は不可。 	
問い合わせ先	公益財団法人 東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 【TEL】03-5990-5086 【受付時間】月~金曜(祝祭日を除く) 9時~17時(12時~13時除く)	
ホームページ	https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/effective_utilization_r05	

※()内の数字は、手引の該当ページ